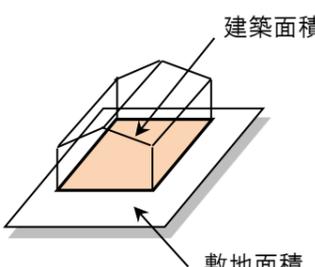
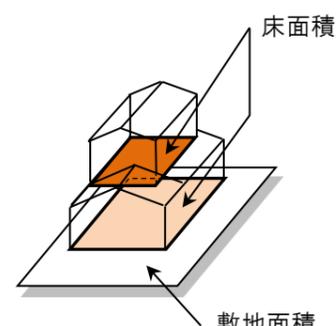
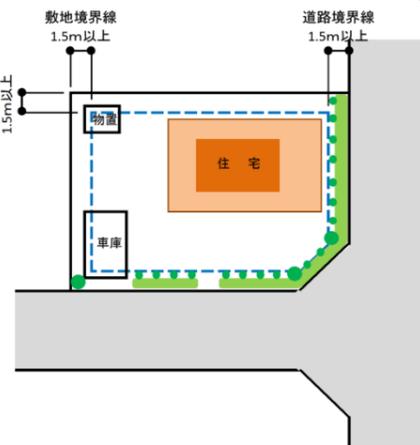
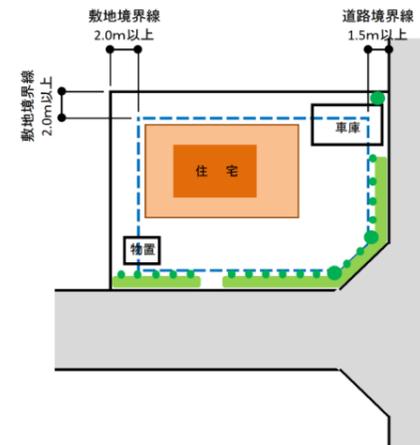


宮戸地区まちづくりルール チェックシート (月浜団地 ・ 大浜団地 ・ 室浜団地)

地区整備計画区域		● 第一種低層住居専用地域内の例による。	備考
まちづくりの方針		● 住宅地を基本としながらも、美しい自然景観と歴史ある風情を生かした魅力あるまちなみを形成します	
地区整備計画(まちづくりのルール)	建物の用途	● 市街化調整区域内の制限がかかります。	
	右記該当がないか確認する	● 地区内で建築することが出来ない建築物の用途例は以下のとおりとします。 (ア) 店舗、飲食店、事務所等これらに類するもの。(ただし、その用途に供する部分の床面積の合計が建物床面積の1/2を超えないものを除く) (イ) ホテルや旅館。 (ウ) バッティング練習場等遊戯施設や風俗施設。 (エ) 大学、高等専門学校、専修学校、自動車教習所等の学校や病院。 (オ) 倉庫業を営む倉庫。 (カ) 畜舎。 (キ) 工場、自動車修理工場。	
	建築面積 ()内へ数値記入する。	● 建築面積は120㎡未満 ()㎡	【建ぺい率】
	建ぺい率 ()内へ数値記入し計算する。	● 50%以下 建築面積÷敷地面積×100 =建ぺい率 ()÷()×100 =()%	【容積率】
	容積率 ()内へ数値記入し計算する。	● 100%以下 延床面積÷敷地面積×100 =容積率 ()÷()×100 =()%	
	敷地面積の最低限度 ()内へ数値記入する。	● 172㎡以上 ()㎡	
	建築物の高さの最高限度 ()内へ数値記入する。	● 10m以下 ()m	【壁面の位置 (東西街区)】 ・月浜団地 ・大浜団地
	盛土の有無 有無及び()内へ数値記入する。	● 引渡し地盤面から0.3m未満 有()m ・ 無	【壁面の位置 (南北街区)】 ・室浜団地
壁面の位置 該当する欄の()内へ数値記入する。	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>【月浜団地・大浜団地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 道路境界線から1.5m以上 ()m ● 北入り画地は西側敷地境界線から1.5m以上 ()m ● 南入り画地は東側敷地境界線から1.5m以上 ()m ● 南入り画地は北側敷地境界線から1.5m以上 ()m </div> <div style="width: 45%;"> <p>【室浜団地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 道路境界線から1.5m以上 ()m ● 東側又は西側敷地境界線から2.0m以上 ()m ● 北側敷地境界線から2.0m以上 ()m </div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>【建物配置イメージ (東西街区)】</p>  </div> <div style="width: 45%;"> <p>【建物配置イメージ (南北街区)】</p>  </div> </div>	

※ 建築物の形態・意匠(屋根や外壁に関すること)、かき・柵の構造(生垣や柵の基礎部分の高さ)については、特別名勝の手続きの中で審査します。そのため、生涯学習課(文化財保護班)からの許可書(申請書)の写しの提出をお願いします。

※ 復興都市計画課 確認欄 課長 班長 確認日 令和 年 月 日 班員

(団地名 : 団地 ・ 区画番号 :)